

## 令和5年度さぬき市会計年度任用職員募集のお知らせ（スクールソーシャルワーカー）

さぬき市では、悩みや問題を抱える児童生徒を取り巻く環境への働きかけや関係機関と連携しながら保護者も含めて必要な支援を行い、問題解決に向けて取り組んでいます。そこで、さぬき市教育委員会事務局では、次のとおり、令和5年度に任用する臨時職員（スクールソーシャルワーカー）を募集します。採用を希望する方は、所定の「臨時職員採用申込書兼履歴書」に必要事項を記入の上募集期間内にお申し込みください。「臨時職員採用申込書兼履歴書」は、ハローワークさぬき、さぬき市役所生活環境課、総合支所、さぬき市教育委員会事務局でお受け取りいただくか、ホームページからダウンロードのPDFファイルを印刷後、A3サイズに拡大コピーしてご利用ください。

何事も積極的に、粘り強く取り組む方をお待ちしています。

### 【募集内容】

|             |  |
|-------------|--|
| 募集期間        | 令和5年2月9日（木）まで（受付は、平日の午前8時30分から午後5時）  |
| 選考方法        | 提出された書類及び面接試験等によって決定します。   |
| 提出方法        | 学校教育課（TEL：0879-26-9972）へ持参または郵送  |
| 面接日・場所      | 令和5年2月10日（金）～2月24日（金）（詳細は、申込後に通知）  |
| 職種          | スクールソーシャルワーカー  |
| 募集人数        | 3名程度   |
| 勤務先         | 学校教育課（曜日ごとに市内の小中学校を巡回）   |
| 主な職務内容      | 問題を抱える児童生徒への働きかけ、関係機関との連絡調整業務  |
| 必要な資格・その他要件 | 普通自動車運転免許を有すること。社会福祉士等社会福祉に関する専門的な資格を有する、若しくは社会福祉及び教育分野での専門的な知識や技術を有し、豊富な活動実績があること。  |
| 任用予定期間      | 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで<br>※条件付きで更新があります。勤務実績に基づく能力実証により、再度の任用の有無を決定します。（再度の任用は原則2回まで） |

|           |  |
|-----------|--|
| 勤務日及び勤務時間 | 月曜日から金曜日<br>勤務時間 8:30~17:00 (1日7時間30分)<br>○土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)は休み<br>○行事等により休日勤務あり                               |
| 休暇等       | ○年次休暇は、10日(任用開始日から取得可能)<br>○その他の休暇は、病気休暇、忌引休暇、夏季休暇、結婚休暇、家族看護休暇、不妊治療休暇、産前・産後休暇、妻の出産休暇、育児参加休暇、育児時間休暇、介護休暇、育児休業、部分休業等 |
| 報酬等       | 月額 192,096 円~207,387 円<br>通勤手当あり(通勤距離により通勤加算あり)<br>期末手当あり(令和4年度実績 6月12月の年2回 2.5か月分支給)<br>退職金なし<br>当月払い 毎月21日支給     |
| 社会保険等     | 共済組合、厚生年金保険、介護保険、雇用保険に加入<br>災害補償 香川縣市町総合事務組合の規程を適用   |
| その他       | 健康診断あり(年1回)<br>各種福利厚生制度あり  |

【備考欄】

◎ 上記以外の申込資格は、次のとおりです。

(1) 次のいずれかに該当する人は、申し込むことができません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ② さぬき市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (2) 必要な資格欄に記載されている内で、資格証明書・免許証等その資格を証明できるものがある場合は、その写しを添付して下さい。

◎ 提出された書類は、合格・不合格にかかわらず返却しません。また、採用申込書及び提出書類に記載されている個人情報、この採用試験及び採用手続き以外の目的に利用することはありません。

【問合せ先】 〒769-2396 さぬき市寒川町石田東甲 425 番地

さぬき市教育委員会事務局学校教育課 (担当: 岸野)

TEL: 0879-26-9972 FAX: 0879-26-9973